

令和3年8月20日

保護者及び在校生の皆さま

大阪府立信太高等学校

校長 平田 眞二

府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について（お知らせ）

大阪府に対して緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年9月12日まで延長されたことを受けて、開催された第57回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議での決定を踏まえ、8月20日以降の府立学校における教育活動等については、下記のとおりとなりましたので通知します。

引き続き、ご家庭でしっかりと感染対策等に協力していただきますようお願い申し上げます。

記

■ 感染症対策の徹底について

- (1) マスク着用、手洗い及び換気の徹底、登校前に自宅にて検温・健康観察をお願いします。
- (2) 食事中は、机を向かい合わせにしない、会話を控える、食事後には必ずマスクをつける。

■ 教育活動上の対応について

- (1) 感染リスクの高い教科活動（長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループ活動、近距離で一斉に大きな声で話す活動、音楽における合唱及び管楽器演奏、調理実習）は実施しない。
- (2) 体育の授業実施上の留意点。可能な限り屋外で実施。屋内で実施する場合は、呼気が激しくなるような運動は避ける。運動時はマスクの着用は必要ないが、生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではない。ただし用具の準備や片付けなどでは、可能な限りマスクを着用する。
- (3) 府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行や校外学習など）については、原則、中止または延期する。
- (4) 部活動では、府内外を問わず、合宿や他校との練習試合（合同練習を含む。）等は行わない。休憩時においては生徒どうしで会話をしながら飲食することを控えるとともに、登下校時や公式戦会場等への移動時においては生徒どうしで食事をするのを控える。部室や更衣室等、共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- (5) 下校時において生徒どうしによる飲食は禁止。

■ 生徒等の心のケア等について

- (1) 一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、保護者やスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら、同感染症に関わったの偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意する。
- (2) 家族に体調不良者やPCR検査受検者がいることなど、同感染症への不安を感じる生徒等からの相談に対しては、可能な限りその意向等を尊重し、個別に対応する。

以上

【本件に対する問い合わせ先】

教頭 東田吉史

電話 0725-23-3631